平成２３年（フ）第８７６号
大阪府門真市南野口町24番12号
債務者　冨田てるみ
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６号
大阪市城東区新喜多１丁目８番24―1002号
債務者　益田　敏枝
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８７号
大阪市淀川区十三東１丁目16番20号　竹内マンション305号
債務者　石丸　　尚
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８９７号
大阪府八尾市刑部４丁目377番地
債務者　中田　榮男
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９００号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目22番31号
債務者　林　　時子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０２号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目２番２号103
債務者　林　　良子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０６号
大阪府東大阪市横小路町５丁目10番42号
債務者　東堀　未華（旧姓澤井）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０８号
大阪府豊中市刀根山元町11番39号
債務者　北村　道子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１７６号
大阪市生野区中川東２丁目17番14号、申立時の住所大阪市生野区生野西４丁目12番３号
債務者　北口　勇夫
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８９６号
大阪市平野区喜連東４丁目３番10―104号
債務者　森　　孝市
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２号
大阪市東成区深江北１丁目１番11号
債務者　笠野　壽子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２号
大阪市東成区大今里南６丁目11番４号　サンシャインエノキ新深江605号
債務者　吉村　有沙
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７４号
大阪府寝屋川市八坂町30番８―203号
債務者　有尾　治仁
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４７号
大阪府吹田市岸部中４丁目25番17号
債務者　木下日出男
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０３号
大阪府守口市西郷通２丁目13番１号
債務者　谷垣内利香（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１８号
大阪府吹田市豊津町33番７号
債務者　山口　史惠
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２６号
長崎県島原市湊道２丁目7492番地
債務者　内嶋　直子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９号
長崎県雲仙市小浜町北本町114番地６
債務者　小牟田初恵
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係